資料３

笠松町老人福祉計画・
第10期介護保険事業計画（骨子案）

目　次

Ⅰ　計画の策定について

1　計画策定の趣旨.....3

2　計画の性格 5

3　計画の期間 6

4　計画策定の方法.....6

5　圏域の設定 8

（参考）第10期介護保険事業計画のポイント（基本指針の概要） 9

Ⅱ　計画の基本的な考え方

1　基本理念 11

2　基本目標 12

3　計画の体系 14

Ⅲ　施策の展開

基本目標１　共に生き、みんなで支え合うために.....15

1　地域包括ケアシステムの充実 15

2　高齢者への生活支援の充実 16

3　在宅生活を支える基盤の整備 16

4　在宅医療・介護連携の推進 17

基本目標２　いつまでもいきいきと元気で暮らすために 18

1　健康寿命の延伸.....18

2　介護予防・フレイル対策の充実 19

3　高齢者の参加支援の充実 19

基本目標３　いつまでも自分らしく暮らしていくために
(認知症施策推進計画)..... 20
1　認知症への正しい理解の普及と認知症バリアフリーの推進 20
2　認知症の人の社会参加支援の推進..... 21
3　認知症支援体制の充実 21
4　認知症予防の推進..... 21

基本目標４　安心して暮らせる地域をつくるために 22
1　高齢者の見守り体制の充実 22
2　防災・感染症対策の充実 23
3　高齢者の居住環境の確保 23
4　高齢者の権利擁護・虐待の防止 23
5　介護保険事業の円滑な運営 24

Ⅰ　計画の策定について

1　計画策定の趣旨

▶令和８年３月31日現在、本町の65歳以上人口は5,946人、高齢化率は27.3%と町民の４人に１人以上が高齢者となっています。また、要支援・要介護状態になるリスクの高い75歳以上の人口割合は17.0%、介護と医療の複合ニーズを抱えるリスクが高くなる85歳以上の人口割合は5.5%であり、今後さらに長寿化が進み、介護・医療の需要は高くなるものと予測されます。

▶こうした背景のもと、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、さらなる介護需要の増加と介護・福祉人材の不足が懸念される2040（令和22）年を見据え、令和８年６月に制度改正が行われました。

〔制度改正の概要［社会福祉法等の一部を改正する法律（令和８年法律第51号）］〕

○中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型として「特定地域サービス」を創設

○地域のサービス提供主体が少ない場合には、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設（全国一律の人員・運営基準ではサービス維持が困難となる地域を念頭に、制度面での弾力化を図る）

○介護支援専門員について、研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止し、代わりに、資質保持・向上のため都道府県が実施する研修の受講を義務付ける

○中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入。その上で、入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し、原則１割の利用者負担を求める

○頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、併せて相談体制等の整備を図る

○成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能等とする　　等

▶この制度改正を踏まえ、国は現在、第10期介護保険事業計画の基本指針の見直しを行っています。

▶令和８年６月29日の社会保障審議会介護保険部会において示された基本指針案では、第10期介護保険事業計画について、2040年を見据えた中長期的な推計を基本に、地域の実情に応じたサービス提供体制を構築する考え方が示されました。地域類型ごとのサービス基盤の確保、医療・介護連携の一層の推進、高齢者向け住まいの状況把握などを計画の重要項目に位置づけられました。さらに、ＡＩやＩＣＴ等のテクノロジーの活用も含め介護人材確保・生産性向上、経営基盤の強化の方向性が示されました（９頁参照）。

▶また、国においては、令和６年に「認知症施策推進基本計画」が閣議決定されました。今後は「新しい認知症観」※のもと、認知症の人本人の声を尊重しつつ、認知症になってからも誰もが自分らしく暮らし続けられるよう、地域共生社会の実現や相談支援の充実に努めなければなりません。

※**「新しい認知症観」とは**：認知症施策推進基本計画の中で示されたもので、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方のことです。

▶本町では、令和６年３月に「笠松町老人福祉計画・第９期介護保険事業計画」（以下「第９期計画」といいます。）を策定し、「いつまでもいきいきと自分らしく、みんなで支え合いながら、安心して暮らせる地域共生社会の実現」を基本理念に掲げ、町民が医療や介護を必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るとともに、多様な主体が参画し、協働してまちづくりを進めていく「地域共生社会」の実現をめざし、介護保険をはじめ高齢者施策を進めてきました。

▶令和８年度には、第９期計画が終期を迎えるため、国の動向や令和７年度に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、「笠松町老人福祉計画・第10期介護保険事業計画」（以下「本計画」または「第10期計画」といいます。）を策定します。

2 計画の性格

(1) 計画の法的な位置づけ

▶本計画は、老人福祉法第20条の８に定められている市町村老人福祉計画および介護保険法第117条に定められている市町村介護保険事業計画を一体化した計画です。

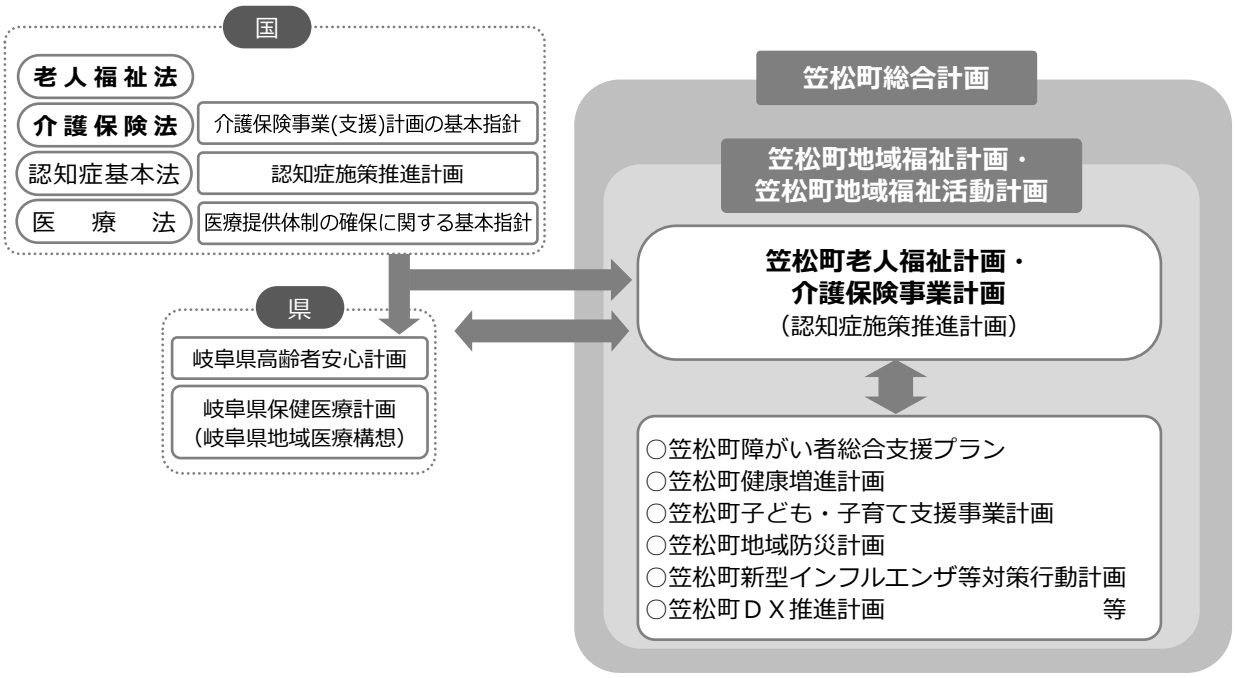
▶また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、「認知症基本法」といいます。）第13条第１項の規定に基づく市町村認知症施策推進計画を包含した計画です。

(2) 他計画との整合性

▶本計画は、本町の最上位計画である「笠松町総合計画」が掲げる理念や将来像の実現に向け、福祉分野の上位計画である「笠松町地域福祉計画・笠松町地域福祉活動計画」をはじめ「笠松町障がい者総合支援プラン」、「笠松町健康増進計画」等関連計画との整合性を図り策定します。

▶また、岐阜県が策定する「岐阜県高齢者安心計画」および「岐阜県保健医療計画（岐阜県地域医療構想）」との整合性を図りながら策定します。

●関連計画の位置づけ

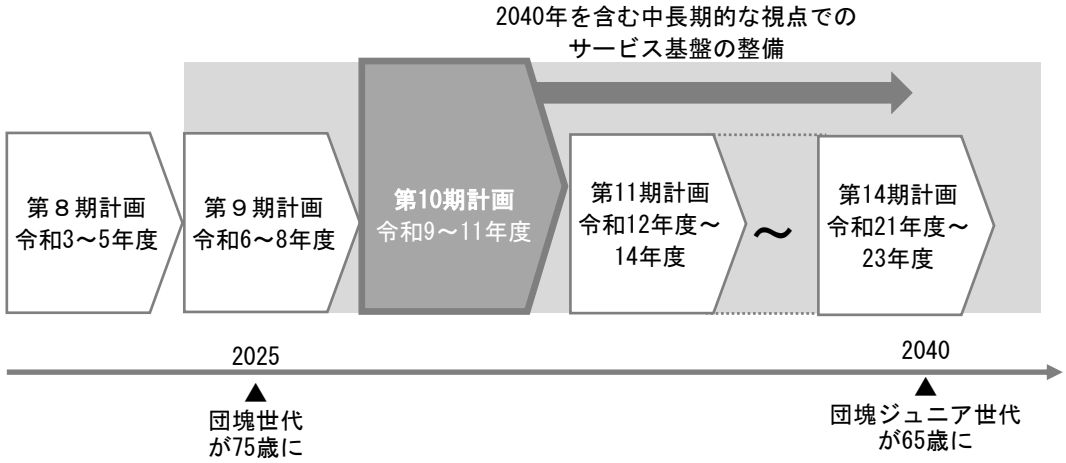


3 計画の期間

▶本計画の対象期間は、令和９～11年度の３年間です。

▶なお、被保険者数、要介護・要支援認定者数、介護給付等対象サービスの種類ごとの量、給付費、保険料等の推計にあたっては、団塊ジュニア世代が65歳以上に到達する令和22（2040）年度を含む中長期的な推計を行います。

●計画期間と中長期的なビジョン



4 計画策定の方法

(1) 策定体制

▶高齢者保健福祉施策および介護保険事業の円滑な運営を図るためには、幅広い関係者の協力を得て、本町の実情に応じた計画を策定する必要があります。このため、学識経験者、介護保険被保険者、保健医療関係者、福祉関係者などの意見・提案を計画に反映させるよう笠松町老人福祉計画等作成委員会を設置しました。

(2) ニーズ等の把握

▶本計画の策定にあたって、対象者の健康状態や生活習慣、介護保険サービス、保健福祉サービスの利用状況やニーズ等を把握するために、令和７年度にアンケート調査（「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」および「在宅介護実態調査」の内容を含みます。）を実施しました。

■調査の設計

調査の種類		調査対象者	抽出方法	調査基準日	調査期間	調査方法
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査		要介護１～５以外の65歳以上の人	無作為	令和７年12月１日	令和７年12月	配布：郵送 回収：郵送およびWeb
②在宅介護実態調査		要介護１～５の人（施設・居住系サービス利用者を除く）	全　数			
③介護支援専門員調査		町内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員	全　数	令和８年１月１日	令和８年１月	
④サービス事業所調査	在宅生活改善調査	町内の居宅介護支援事業所および小規模多機能型居宅介護事業所	全　数	令和８年１月１日	令和８年１月	メールにより配布・回収（一部紙媒体で実施）
	居所変更実態調査	町内の施設・居住系サービス事業所	全　数			
	介護人材実態調査	町内の訪問系サービス、通所系サービス、施設・居住系サービスおよび小規模多機能型居宅介護事業所	全　数			

■回収結果

調査票の種類	配布数	回収数			回収率	有効回答数	有効回答率
		郵送	Web	合計			
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,784	1,137	88	1,225	68.7%	1,218	68.3%
②在宅介護実態調査	693	352	34	386	55.7%	367	53.0%
③介護支援専門員実態調査	31	26	3	29	93.5%	29	93.5%

調査票の種類		配布数	回収数			回収率	有効回答数	有効回答率
			メール	紙媒体	合計			
④サービス事業所調査	在宅生活改善調査	9	3	1	4	44.4%	4	44.4%
	居所変更実態調査	17	9	0	9	52.9%	9	54.9%
	介護人材実態調査	41	18	1	19	46.3%	19	46.3%

▶町民の意見を広く計画に反映させるため、町ホームページ等において、計画案の内容を公表し意見を求めるパブリックコメントを実施します（令和９年１月予定）。

5 圏域の設定

(1) 日常生活圏域

▶介護保険事業計画では、身近な地域において介護保険サービスをきめ細かく提供できるよう、市町村内をいくつかに区分した「日常生活圏域」を定めるとともに、地域密着型サービスのうち居住系サービスについて、日常生活圏域ごとに必要利用者定員総数を定めることとなっています。日常生活圏域の設定の方法については、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定めることとなっています。

▶本町においては、地理的条件、住民意識、介護サービス事業の状況、ボランティア団体の活動範囲から、町全体を１つの圏域として定め基盤整備を進めていきます。

(2) 老人福祉圏域

▶広域的な対応を必要とするものについては、都道府県の定める老人福祉圏域で調整することとされています。岐阜県の老人福祉圏域は、５圏域に分かれており、本町は、岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、北方町および本町で構成する岐阜圏域に属しています。

（参考）　第10期介護保険事業計画のポイント（基本指針案の概要）

国は、第10期介護保険事業計画の策定に向け、現在、基本指針の見直しを行っています。令和８年６月29日に開催された社会保障審議会介護保険部会では以下のポイントについてあげられています。

１．介護サービス基盤の計画的な整備

○市町村と都道府県は、**2040年度（令和22年度）を含む中長期的な介護サービス見込量を推計**し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を交えてサービス提供体制のあり方を検討。さらに、計画策定過程で議論すべき内容や確認すべき指標、ロジックモデルやＰＤＣＡサイクルの活用について明記。

○地域類型ごとのサービス基盤については、**中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等**に分け、時間軸と地域軸の両面から計画を策定。**中山間・人口減少地域**においては、人材確保や生産性向上、**新たな類型を含む特例的な介護サービス**の活用などを検討。

○**医療・介護連携**では、85歳以上で医療・介護の複合ニーズを抱える高齢者が増えることを踏まえ、在宅医療、入退院支援、急変時対応、看取り、認知症対応などを含めた連携体制を整える。新たな地域医療構想が外来・在宅・介護との連携を視野に入れていることを踏まえ、介護にかかる必要な対応を検討。

○高齢者向け住まいについては、**有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居状況、入居定員、要介護者等の状況を踏まえ**、介護サービス基盤を考える。改正住宅セーフティネット法を踏まえ、住宅部局と福祉部局の連携を重視。

２．地域包括ケアシステムの深化

○総合事業の**多様なサービス・活動の充実**に加え、**地域活動も含めて地域づくり**を進める。

○**頼れる身寄りがいない高齢者等**への相談対応や切れ目のない支援、**認知症基本法と認知症施策推進基本計画を踏まえた取組**も盛り込む。

３．介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

○人材確保、生産性向上、経営改善支援を一体的に取り組むとし、都道府県が主体となり、**介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上を促す協議会**を設ける。

○テクノロジーの活用、協働化・大規模化、外国人材の受入環境整備なども含め、単なる人手不足対策にとどまらず、経営基盤の強化まで含めた内容とする。

●第９期と第10期の基本指針の比較

項　目	第９期基本指針	第10期基本指針（案）	変更点
基本的な考え方	地域包括ケアシステムの深化・推進	2040年を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進	2040年を見据えた中長期的視点をより明確化
サービス基盤整備	将来推計を踏まえた計画	2040年頃まで見通したサービス需要・人材需要・人口構造の分析を実施	
	介護需要を踏まえた基盤整備	地域ごとの人口動態・介護需要に応じたサービス提供体制の構築	地域特性を踏まえた供給体制を強化
医療・介護連携	在宅医療・介護連携の推進	在宅医療・介護連携の推進と、地域の医療提供体制の変化を踏まえた介護サービス基盤の整備	医療・介護連携の強化
住まい	高齢者の住まいとの連携	住まいの確保・居住支援と介護サービスを一体的に検討	住まい施策との連携を明確化（新規）
身寄りのない高齢者への支援	―	身元保証、入退院・入所支援、死後事務等を含めた支援体制の整備	新たな視点として追加（新規）
認知症施策	認知症施策推進大綱等を踏まえ推進	認知症基本法を踏まえた施策推進、本人・家族支援、意思決定支援	法制定を踏まえた新たな位置付け（新規）
権利擁護	成年後見制度利用促進	意思決定支援・権利擁護支援を推進	本人意思を重視
介護人材	人材確保・定着	人材確保に加え、生産性向上・DXを推進	ICT・介護テクノロジーを重点化
保険者機能	PDCAによる評価	データ分析・科学的介護を活用した施策評価	データ活用を強化

Ⅱ　計画の基本的な考え方

1　基本理念

本町は、笠松町第６次総合計画において、「清流木曽川に抱かれた『豊かさ』と『やすらぎ』あふれる創造文化都市」を将来像に掲げ、すべてのひとが幸せで癒しを感じられるような『やすらぎ』のあるまちを目指しています。

この将来像の実現に向け、本町では、団塊世代が75歳以上となる2025年（令和７年）に向け、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってきました。

そして、2025年を乗り越えた今、次は2040年（令和22年）を見据える必要があります。生産年齢人口が減少し、介護と医療のニーズを抱える85歳以上人口が増加するとともに、認知症の人や頼れる身寄りのない高齢者等の増加が見込まれる中、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で健康でいきいきと安心して暮らせる共生社会をつくるためには、高齢者が「支えられる側」ではなく、地域を「支える側」として活躍できるまちづくりが求められており、高齢者がいつまでも健康で生活できること、すなわち健康寿命を伸ばすことがますます重要となってきています。

本計画では、総合計画の理念を踏まえるとともに、介護保険をはじめこれまで本町が進めてきた高齢者保健福祉施策との整合性・連続性から第９期計画の基本理念である「いつまでもいきいきと自分らしく、みんなで支え合いながら、安心して暮らせる地域共生社会の実現」をさらに発展させ、次の基本理念を掲げ、地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

基本理念

共に生き　みんなの支え合いでつくろう

いつまでもいきいきと自分らしく安心して暮らせるまち

2　基本目標

第10期計画では、「基本理念」を実現するために、次の４つの基本目標に基づき計画を推進していきます。

基本目標１　共に生き、みんなで支え合うために

▶2040年を見据え、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続け、人生の最期まで本人が望む場所で穏やかに過ごせるよう、保健・医療・福祉・介護の専門職の連携体制と地域住民による見守りをはじめ住民が主体となった支援体制の強化を図り、本町における地域包括ケアシステムをさらに深化・推進します。

▶8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど複雑で複合的な福祉課題を抱える高齢者とその家族を誰一人取り残さないよう、包括的相談支援、参加支援、地域づくり、アウトリーチを通じた重層的支援体制の整備を推進します。

▶頼れる身寄りのいない高齢者をはじめ町民の誰もが住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らせるよう、生活支援の充実を図るとともに、在宅生活を支える基盤を整えます。

基本目標２　いつまでもいきいきと元気で暮らすために

▶高齢者がいきいきと暮らしていくためには、心身が健康であることが大切です。いつまでも健康で介護を必要としない状態を維持するための保健事業を充実させます。

▶高齢者が生きがいを感じながら活動することは、高齢者自身の心身の健康を保持し、フレイル※になることを防ぎます。また、高齢者の地域における活動は、地域住民同士の結びつきを強め、地域全体の活性化につながると考えられます。高齢者が自らの知識や経験を活かし活動できる場や機会の創出を支援していきます。

※**フレイルとは**：加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下した「虚弱」な状態を指し、健康な状態と日常生活で介護が必要な状態の中間の状態をいいます。

基本目標３　いつまでも自分らしく暮らしていくために

▶誰もが認知症になり得ることを前提に、認知症になっても希望を持って暮らし続けることができるという「新しい認知症観」についてできる限り多くの町民に理解を深めてもらうための取組を推進します。

▶認知症の人と家族が地域において安心して居られる場所や、見守りネットワークづくりを推進します。

▶認知症の人の声を聴きながら、ハード・ソフト面にわたる社会的な障壁を除去し、社会参加の機会の確保を図ります。

▶町民が「新しい認知症観」に立った科学的知見に基づく認知症予防に取り組めるよう、予防に関する知識の普及を図るとともに、これまでの本町の取組も含め効果的な予防対策を推進します。

基本目標４　安心して暮らせる地域をつくるために

▶高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域住民、民間事業者、行政等の連携による地域ぐるみの見守りシステムの充実を図ります。

▶誰もが安心して安全に暮らせるよう、災害、感染症などに備え、地域ぐるみで安全・安心のまちづくりを推進していきます。

▶高齢者のライフスタイルや価値観の多様化に対応した居住環境を確保するため高齢者向けの住宅に関する情報提供など住居に関する支援を推進します。

▶高齢者の尊厳を守るため、意思決定、権利擁護に向けた支援体制の充実を図るとともに、高齢者虐待防止の普及啓発および早期発見・早期対応に向けたネットワークの構築を図ります。

▶2040年度を見据えた中長期的な推計に基づき介護サービスの基盤整備を進めます。

▶本町における介護保険サービスの質を担保するため、福祉・介護人材の確保と定着の支援について、地域全体で取り組める環境を整えていきます。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方向
共に生き　みんなの支え合いでつくろう いつまでもいきいきと自分らしく安心して暮らせるまち　かさまつ	＜基本目標１＞ **共に生き、みんなで支え合うために**	1 地域包括ケアシステムの深化 2 高齢者への生活支援の充実 3 在宅生活を支える基盤の整備 4 在宅医療・介護連携の推進
	＜基本目標２＞ **いつまでもいきいきと元気で暮らすために**	1 健康寿命の延伸 2 介護予防・フレイル対策の充実 3 高齢者の参加支援の充実
	＜基本目標３＞ **いつまでも自分らしく暮らしていくために** **(認知症施策推進計画)**	1 認知症への正しい理解の普及と認知症バリアフリーの推進 2 認知症の人の社会参加支援の推進 3 認知症支援体制の充実 4 認知症予防の推進
	＜基本目標４＞ **安心して暮らせる地域をつくるために**	1 高齢者の見守り体制の充実 2 防災・感染症対策の充実 3 高齢者の居住環境の確保 4 高齢者の権利擁護・虐待の防止 5 介護保険事業の円滑な運営

Ⅲ　施策の展開

基本目標１　共に生き、みんなで支え合うために

施策の方向	施　　策
1　地域包括ケアシステムの深化	(1)　相談・支援体制の充実 (2)　介護予防ケアマネジメントの充実 (3)　地域包括支援センターの機能強化
2　高齢者への生活支援の充実	(1)　生活支援サービスの充実 (2)　頼れる身寄りのない高齢者への支援の充実 (3)　家族介護者への支援の充実
3　在宅生活を支える基盤の整備	(1)　地域における支え合い活動の促進 (2)　地域を支える人づくりの推進 (3)　地域資源の開発とネットワークづくりの推進
4　在宅医療・介護連携の推進	(1)　在宅医療・介護連携体制の強化 (2)　在宅医療・介護に関する情報提供の充実

1　地域包括ケアシステムの深化

介護と医療のニーズを抱える高齢者の増加や団塊ジュニア世代が65歳以上となり人材不足が逼迫する2040年を見据え、高齢者ができる限り住み慣れた地域でその有する能力を最大限に発揮して自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が、専門職の連携と住民同士の支え合いにより、包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

［10期の取組］

(1)　相談・支援体制の充実

(2)　介護予防ケアマネジメントの充実

(3)　地域包括支援センターの機能強化

2　高齢者への生活支援の充実

ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯では、たとえ介護が必要でなくても、日常生活において様々な不自由を感じている場合が少なくありません。誰もが地域において自立した生活を送ることができ、安心して自宅で暮らせるよう、生活上の支援等を、必要に応じて提供していきます。

［10期の取組］

⑴　生活支援サービスの充実

⑵　頼れる身寄りのない高齢者への支援の充実

⑶　家族介護者への支援の充実

3　在宅生活を支える基盤の整備

共生社会の実現を図るためには、高齢者をはじめ住民の誰もが地域活動等に担い手として参加することが求められます。しかし、現実には価値観の変化、家族形態の変化、人口の流出入等により、住民同士の支え合いなど地域の力が低下してきています。そこで、高齢者福祉施策の様々な場面において住民の参画を促し、住民と行政の協働による支え合いの体制の充実を図ります。

［10期の取組］

⑴　地域における支え合い活動の促進

⑵　地域を支える人づくりの推進

⑶　地域資源の開発とネットワークづくりの推進

4　在宅医療・介護連携の推進

地域包括ケアシステムが有効に機能し、誰もが住み慣れた地域で最期まで暮らせるよう、疾病等の予防と治療を図る＜在宅医療＞と、日常の生活動作を助ける＜介護＞に関わる機関の連携体制の強化を図ります。また、看取りに関する取組や、地域における認知症の人への対応力を高める取組を進めます。

［10期の取組］

⑴　在宅医療・介護連携体制の強化

⑵　在宅医療・介護に関する情報提供の充実

基本目標２　いつまでもいきいきと元気で暮らすために

施策の方向	施　　策
1　健康寿命の延伸	(1)　健康づくりの推進 (2)　健（検）診・保健指導の充実 (3)　疾病の予防・重度化予防の充実
2　介護予防・フレイル対策の充実	(1)　介護予防の普及 (2)　介護予防事業の充実
3　高齢者の参加支援の充実	(1)　地域活動・ボランティア活動への支援 (2)　多様な交流の場の支援 (3)　高齢者の就労・就業等の支援 (4)　生涯学習活動への支援

1　健康寿命の延伸

高齢者がいきいきと暮らしていくためには、心身が健康であることが大切です。いつまでも健康で介護を必要としない状態を維持するための保健事業の充実を図ります。また、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、介護予防と高齢者の保健事業との一体的な実施を進めます。

［10期の取組］

(1)　健康づくりの推進

(2)　健（検）診・保健指導の充実

(3)　疾病の予防・重度化予防の充実

2　介護予防・フレイル対策の充実

高齢者の活動能力は年齢が上がるにしたがい低下していく傾向にあります。運動能力や認知機能など心身の活力が低下した虚弱な状態(フレイル)にならないよう、介護予防・フレイル対策の取組の充実を図ります。

［10期の取組］

(1)　介護予防の普及

(2)　介護予防事業の充実

3　高齢者の参加支援の充実

高齢者が地域のつながりの中で、生活の質を高めたり、能力を向上させたり、自分自身の人生を充実させる努力を続けることは重要なことです。高齢者が自分のライフスタイルにあった生きがいを見つけ、積極的に社会参加できるような環境を整えていきます。

［10期の取組］

(1)　地域活動・ボランティア活動への支援

(2)　多様な交流の場の支援

(3)　高齢者の就労・就業等の支援

(4)　生涯学習活動への支援

基本目標３　いつまでも自分らしく暮らしていくために

(認知症施策推進計画)

施策の方向	施　　策
1　認知症への正しい理解の普及と認知症バリアフリーの推進	(1)　認知症への理解を深めるための普及啓発 (2)　認知症バリアフリーの推進
2　認知症の人の社会参加支援の推進	(1)　認知症の人の居場所づくり (2)　本人発信の推進 (3)　若年性認知症に対する支援の充実
3　認知症支援体制の充実	(1)　チームオレンジの充実 (2)　認知症支援推進員を中心とした支援体制の構築 (3)　見守り体制の充実
4　認知症予防の推進	(1)　認知症初期集中支援チームの充実 (2)　効果的な認知症予防策の推進

1　認知症への正しい理解の普及と認知症バリアフリーの推進

共生社会の実現を推進するための基盤である基本的人権とその尊重についての理解を推進します。その上で、「新しい認知症観」の普及が促進されるよう、認知症の人が発信することにより、住民一人ひとりが認知症に関する知識と認知症の人に関する理解を深めるための施策を推進します。

また、認知症の人の声を聴きながら、日常生活や社会参加の障壁となるものを除去することで、認知症の人が希望を持って暮らせる地域づくりを推進します。

［10期の取組］

(1)　認知症への理解を深めるための普及啓発

(2)　認知症バリアフリーの推進

2　認知症の人の社会参加支援の推進

認知症の人とその家族が孤立することなく、必要な社会的支援につながるとともに、多様な社会参加の機会を確保することによって、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、地域の居場所づくりや社会参加の機会づくりを推進します。

［10期の取組］

(1)　認知症の人の居場所づくり

(2)　本人発信の推進

(3)　若年性認知症に対する支援の充実

3　認知症支援体制の充実

認知症の人とその家族が必要な介護サービスや多様な社会的支援につながることができるように、支援体制の充実を図ります。また、見守り体制の充実を図り、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

［10期の取組］

(1)　チームオレンジの充実

(2)　認知症支援推進員を中心とした支援体制の構築

(3)　見守り体制の充実

4　認知症予防の推進

楽しみながら参加できる認知症予防の取組や、医療サービスや適切な介護サービスに結びついていない人等へ包括的、集中的な支援の充実を図ります。

［10期の取組］

(1)　認知症初期集中支援チームの充実

(2)　効果的な認知症予防策の推進

基本目標４　安心して暮らせる地域をつくるために

施策の方向	施　　策
1　高齢者の見守り体制の充実	(1)　孤立の防止に向けた地域ぐるみの見守り体制の充実 (2)　緊急時対応の充実
2　防災・感染症対策の充実	(1)　災害時の避難行動要支援者支援 (2)　福祉避難所の整備 (3)　感染症対策の充実
3　高齢者の居住環境の確保	(1)　住みやすい住宅への改善 (2)　居住施策の推進
4　高齢者の権利擁護・虐待の防止	(1)　権利擁護事業の推進 (2)　高齢者虐待防止の推進
5　介護保険事業の円滑な運営	(1)　介護人材の確保・定着の支援 (2)　介護現場の生産性向上の推進 (3)　介護サービスの利用支援 (4)　給付適正化・見える化の推進

1　高齢者の見守り体制の充実

地域の見守りについては、民生委員・児童委員、各住民組織、ボランティア、民間事業者等と連携し、地域社会全体で高齢者を見守り支える体制づくりを目指します。

［10期の取組］

(1)　孤立の防止に向けた地域ぐるみの見守り体制の充実

(2)　緊急時対応の充実

2　防災・感染症対策の充実

災害時における避難支援の体制の確立をはじめ、住民と行政の連携による防災・減災体制の充実を図ります。また、インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症対策も、高齢者等の安全の確保を考え、関係者の連携のもと進めていきます。

［10期の取組］

(1)　災害時の避難行動要支援者支援

(2)　福祉避難所の整備

(3)　感染症対策の充実

3　高齢者の居住環境の確保

地域包括ケアシステムの構築の前提として居住環境の整備があります。高齢者とその家族の多様なニーズに対応できるよう、高齢者向けの住まいに関する情報提供や住宅の改善等、住環境に関する支援を推進します。

［10期の取組］

(1)　住みやすい住宅への改善

(2)　居住施策の推進

4　高齢者の権利擁護・虐待の防止

判断能力が不十分な人や虐待を受けている高齢者が、地域で安心して自立した生活を送れるよう、関係機関と連携し適切に権利擁護に関する事業を推進するとともに、制度の普及、利用促進を図ります。

［10期の取組］

(1)　権利擁護事業の推進

(2)　高齢者虐待防止の推進

5　介護保険事業の円滑な運営

介護保険事業の円滑な運営を図るとともに、制度の持続可能性を確保するため、制度の周知と啓発に努めながら、適切なサービスの提供を行います。また、2040年を見据えながら、介護を支える人材の確保・育成とＤＸ※の推進による介護現場の生産性向上を官民協働で推進します。

※**ＤＸとは**：Digital Transformation の略称（英語圏では交差するという意味を持つ接頭辞「Trans」を「X」と略す慣習があるため）で、デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革することをいいます。

［10期の取組］

(1)　介護人材の確保・定着の支援

(2)　介護現場の生産性向上の推進

(3)　介護サービスの利用支援

(4)　給付適正化・見える化の推進